

令和2年度第2回 山陽小野田市地方卸売市場運営協議会議事録

開催日時	令和2年8月11日(火) 13:30~15:15
開催場所	山陽小野田市地方卸売市場 会議室
出席者	<p>フレッシュ 高橋 真也 小野田中央青果仲買人組合 組合長 高橋 泰男 青果市場買受人組合 組合長 河内 良満 山陽地区法人・担い手連絡協議会 会長 田中 覺 (株)三味 代表取締役 松村 正勝 消費者の会 会長 内藤 美恵子 学識経験者 村上 俊治 山口県農業協同組合宇部統括本部 指導販売課 課長 岡野 由利仁 公募委員 岩本 信子 公募委員 草田 和枝 山陽小野田市 経済部長 河口 修司 (事務局) 山陽小野田市地方卸売市場 場長 高橋 敏明 山陽小野田市 経済部農林水産課 川崎次長兼課長、多田参与、平係長、稲葉</p>
会議概要	<p>1 会長あいさつ 前会長が3月に定年退職したため、副会長があいさつを行った。</p> <p>2 委員の交代について このたび、山口県農業協同組合宇部統括本部 指導販売課 岡野課長が委員に任命された。</p> <p>会長が不在のため、選任について、委員に諮ったところ、「事務局一任」の声があり、事務局案として、河口副会長に会長として提案。 →全員賛成のため、承認。</p> <p>副会長が会長に選任されたため、副会長の選任について委員に諮ったところ、「事務局一任」の声があり、事務局案として、村上委員に副会長として提案。 →全員賛成のため、承認。</p> <p>3 市場の成り立ちについて 事務局から説明。</p> <p>4 小野田中央青果株式会社の破産に至った経緯について 事務局から説明。</p> <p>主な質疑・意見等 委員：市場の監督としての立場は、条例に基づき管理していたと言われたが、疑問に感じるが本当にそうなのか。</p>

事務局：開設者として条例に基づいて管理監督という中で、商売上の具体的な取り引きについて、口を出したということはないと記憶している。ただ、50%の株主であるということで、開設者でありながら市は、行政報告を議会に対して、市民の方に対して行うことがあった。決算上、赤字がでないようにすることを第一の目標として、小野田中央青果に対しては口を出していた。また、過去には「経営改善計画書」を提出させ、会社の経営に対して、提言等は行ってきたところである。

委員：資料を見ると、累積債務がずっとあるが、経営改善計画も作っているが、それに対して実質的に検討されたのかどうか。

事務局：会社の運営については、会社の役員が責務を負って運営されていた。その中で、提言をしてきたが、商売としてなかなか好転しなかったという認識でいる。

委員：結局、代表取締役一人に任せすぎているのではないか。取締役として市の職員が入っていたと思うが、取締役としての責任はどうか。

事務局：この市場問題が様々な方から御指摘いただき、精査をかけてきた事実はある。その中で、開設者としての立場、株主としての立場の使い分けが難しかった。代表取締役、市の職員2名、JAの職員2名の計5名の役員会の中で、商取引に関して論議できたかと言われると疑問点はある。

累積債務が増えないこと、赤字でないという大きな項目で決算書の確認はしていた。それだけと言われたらそれまでですが、委員の御指摘のとおり、力不足ではあったことは、現市長にも報告しているところである。

5 今後の市場の方向性について
事務局から説明。

主な質疑・意見等

会長：県の認定をとることでどうなるのか。どんなメリットあるのか。

事務局：県の認定をとることで、民間事業者が法律に基づいて、業務規程を作成して、県の方へ提出し、それによって運営していただくようになる。ということで、第三者販売の記述であったり、受託の拒否の事項とか公正公平な取り引きについての記述などを業務規程によって定めることになるので、県の管理監督の中で、より今の形と同じような取り引きができる。

委員：意向確認の見通しはどうか。

事務局：今、提案箱の中に意見がいくつか入っている。「今のまま継続してほしい。」という意見が多い。こちらの目的は、私がやるよというような提案を出してもらうことであるが、今、そのような内容のものは提案箱の中には入っていない。しかし、手を挙げようかなという話は聞いている。

委員：資料のイメージ①とイメージ②の違いは、「地方卸売市場」という名称が使えるか使えないかということか。よくわからなかったので、もう一度説明してもらいたい。

事務局：イメージ①については、県の認定を取りに行くことで、地方が名乗れる。そのため、取り引きに信用があるということが一つのメリットである。それと、業務規程によりルールは明確になり、公正公平な取り引きが確保できるということである。

イメージ②はいろいろな形態がある。現状のまま取り引きを継続する場合もあるし、もしかしたら、物流の拠点とすれば、お店であったり、青空市場であったりという市場施設の活用だと思っている。そこまで幅広いのがイメージ②である。イメージ②となると、市としては、市内農産物の適正な流通や地元業者の育成、そういうものを行政財産の管理条例の目的にできるか検討しているところである。

市としては、イメージ②ではなくて、認定を取りに行くイメージ①を考えて、管理条例の中で、行政目的を明確にして、ここを運営していただきたいという気持ちでいる。

委員：(スケジュールでは)誰も応募がなくて、誰も提案がなければ閉鎖になっているが、行政はそこを目指していくのか、それとも、今言ったように、減免政策があるように、お互い折衝していけば、この施設を使用できるのか。いったい①でないといけないのか、②でないといけないのか、こっちの要望を聞いてもらえるのか、前提条件がないから、よくわからない。

事務局：私どもが考えている市場活動でない活動である場合、行政財産としての市場施設である必要がないわけである。つまり、普通財産に落とす。普通財産に落とすことによって、ここの形態が変わるということである。市場を閉鎖するというのは、この施設をなくすという意味ではない。ここの利用目的を現在、市場活動をする施設として、行政は管理していきたいということである。つまり、市場活動される方は、いらっしゃいますか。というところで進んでいる。

6 その他

委員：8月18日に開催される説明会には、我々も参加してよいのか。

事務局：構わない。

議事終了
散会